

川崎市公告第8号

公募型プロポーザル方式の実施について次のとおり公告します。

令和8年1月7日

川崎市長 福田 紀彦

公募する事項	件名	令和8～10年度外国語指導助手（ALT）派遣業務委託（小学校等）
	所管課（問合せ先）	川崎市総合教育センター総務室 〒213-0001 川崎市高津区溝口6-9-3 電話 044-844-3600 FAX 044-844-3604 電子メール 88csomu@city.kawasaki.jp
	業務内容	(1) 派遣労働者の行う業務内容 ア 就業場所における学習指導要領及び英語教授法に基づいた外国語（英語）科、外国語活動、国際理解教育における英語指導 イ 児童・生徒との特別活動及び課外活動等における交流、英語指導 ウ 児童・生徒への個別英語指導 エ 教員とのティームティーチング実施と指導内容や方法の打合せ オ 教材・資料・指導案等の作成 カ 英語教育に関する研究会や研修会等の会合への参加と英語指導 キ 教員の英語力向上の支援 ク 教員に対する英語教授法や指導方法に関する支援 ケ 各種試験における問題作成への支援と評価の補助 コ 英語弁論大会や学習発表会における審査と英語指導 サ 学校内外での行事への参加及び運営支援 シ 学校に関わる文書・行事等における翻訳や通訳の支援 ス その他、ア～シに付随または関連する事業で教育委員会が必要性を認め、派遣先事業者と派遣元事業者が合意し、別途書面で定めた業務 (2) 派遣元事業者の行う業務 ア 派遣法により、義務付けられている諸手続きを誠実に行うこと イ 労働関係法上のすべての責任を果たすとともに、適切な教育指導、指揮監督を行うこと ウ 業務実施に必要な研修を適宜実施する等、確実な業務の実施を図ること エ 派遣先事業者が業務の実施に問題があると判断した場合、派遣元事業者は速やかに改善を図るものとする。 オ 業務実施月の翌月に速やかに業務完了報告書を派遣先事業者に提出すること。内容は講師ごとの就業場所、日時、担当教諭の承認印を含むものとする。 カ 業務の実施に要する一切の費用は、派遣元事業者の負担とする。 ※ 当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決（令和8年3月頃）を要します。
	参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和7・8年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「その他業務」種目「その他」で登録されている者。 (4) 直近3年間（令和5年度～令和7年度）において、自治体・民間へのALT業務委託・ALT派遣業務委託の契約実績（小学校）があること。
	参加申込方法	所管課において配付している参加意向申出書及び上記参加資格(4)の要件を満たすことを証明する書類（契約書の写し等、実績がわかるようにしてください。）を持参又は郵送してください。参加意向申出書については、川崎市教育委員会ホームページからもダウンロードすることができます。 https://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000183382.html
	参加意向申出書提出期間	令和8年1月7日（水）から令和8年1月14日（水）まで ※ 受付時間：午前9時～午後5時（閉庁日及び正午から午後1時を除く）